

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 5月 12日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市西区南堀江1-26-10	
氏名 社会医療法人寿楽会 大野記念病院	
理事長 大野 良晃	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-65311815	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人寿楽会 大野記念病院
事業場の所在地	大阪市西区南堀江1-26-10
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:病院
②事業の規模	250床
③従業員数	481人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
<p>A) 統括部門: 感染管理対策室 院内の廃棄物に関するマニュアルの作成及び現場の廃棄物統括管理 統括管理部署として、非常時に現場や総務課(B)より報告を受け、適切な対応</p> <p>B) 特別管理産業廃棄物保管施設管理: 総務課 廃棄物保管場所等の院内施設管理 ※緊急時はAへ報告 清掃業社・処理委託業者との契約、電子マニフェストの管理、廃棄物排出量管理</p> <p>C) 特別管理産業廃棄物の院内収集・運搬: 清掃委託業者 院内の特別管理産業廃棄物の現場収集・院内保管場所への運搬を行う ※緊急時はBへ報告</p> <p>D) 特別管理産業廃棄物の処理: 外部処理委託業者 院内で収集された廃棄物を回収、外部で処理を行う ※緊急時はBへ報告</p>							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	<p>【前年度（2024年度）実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>2.2 t</td> <td>t</td> </tr> </table> <p>(これまでに実施した取組) 適切な分別管理と排出を行った。排出抑制に努めた。</p>	特別管理産業廃棄物の種類			排出量	2.2 t	t
特別管理産業廃棄物の種類							
排出量	2.2 t	t					
②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>2.2 t</td> <td>t</td> </tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 前年度排出量の5%削減を目標としたいが、設備点検時に発生する汚泥のため、排出量は毎年一定である。そのため、適切な分別管理と排出を心がけることとする。</p>	特別管理産業廃棄物の種類			排出量	2.2 t	t
特別管理産業廃棄物の種類							
排出量	2.2 t	t					
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)						
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)						

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

①現状	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>感染性廃棄物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>101.853 t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物									排出量	101.853 t	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物																				
排出量	101.853 t	t	t	t	t	t	t	t	t												

委員会活動の一環として院内ラウンドを実施し、各部署の適切な分別廃棄を確認。指摘事項があれば所属長への報告と改善を求める。指摘事項は統括管理部署へも報告する。

②計画

②計画	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td> <td>感染性廃棄物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>153.76 t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物									排出量	153.76 t	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物																				
排出量	153.76 t	t	t	t	t	t	t	t	t												

前年度排出量の5%削減を目標とする。引き続き院内ラウンドを実施。分別廃棄確認を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

(第5面-1)

(第5面-2)

(第5面-3)

②計画	【目標】		②計画		②計画		②計画		②計画	
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	感染性廃棄物	汚泥	感染性廃棄物					
	全処理委託量	2.2 t	161.853 t	2.2 t	153.76 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.2 t	161.853 t	2.2 t	153.76 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)									
	引き続き優良認定業者への処理委託を適切に行うため、院内の分別廃棄物の把握と分別・廃棄方法については業者と情報共有する。									
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	164.053 t								
	(今後実施する予定の取組等) 電子情報処理組織利用による排出量分析を継続し、院内ラウンド結果と合わせて廃棄物管理を今後も行う。									
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

<< 別紙 >>

〔感染性廃棄物発生工程フロー〕

